



「抗ガン剤治療特約」

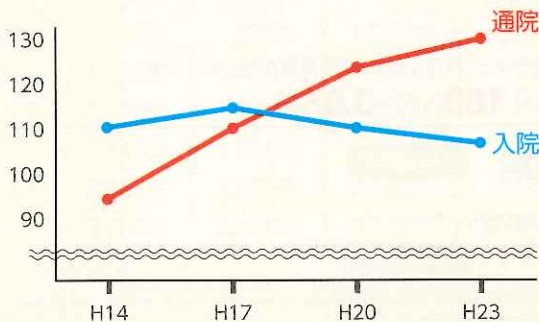


ガンの主な治療法には、手術・放射線・抗ガン剤の「3大治療」があります。



最近では、「手術」「放射線治療」「抗ガン剤治療」が、**ガンの3大治療**と呼ばれております。その中でも、以下の通り外来での受療率および抗ガン剤治療件数は年々増加していますので、「**通院で抗ガン剤治療を受ける方**」の補償の必要性が増していると考えられます。そこで、この度「**抗ガン剤治療**」を保障する新しい特約(オプション)をご用意させていただきました。

■ ガンの外来受療率・入院受療率の推移(人口10万人あたり)



出典：厚生労働省 患者調査(平成14年、17年、20年、23年)

■ 外来(通院)での抗ガン剤治療実施件数の推移



*厚生労働省「社会医療診療行為別調査」より
外来化学療法加算の件数を集計

抗ガン剤治療特約の特徴

ポイント1

抗ガン剤治療を
補償



ポイント2

抗ガン剤治療を受けた月ごとに

1か月 10万円

(乳ガン、前立腺ガンの
ホルモン療法のと き 1か月 5万円)

ポイント3

ホルモン療法による
治療の場合も対象

- ◎乳ガン
- ◎前立腺ガン



補償内容

悪性新生物(上皮内新生物を除く)に罹患され、厚生労働省の承認を受けた約款所定の抗ガン剤による治療(ホルモン療法を含む)を受けた場合に下記の通り補償されます。

抗ガン剤治療を受けた月ごとに

1か月 10万円

(乳ガン、前立腺ガンの
ホルモン療法のと き 1か月 5万円)

- ・保険期間中に開始した抗ガン剤治療が補償対象となります。(600万円が限度)
- ・保険期間満了後も抗ガン剤治療が継続する限り補償の対象となります。
- ・先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。

お支払い例

ガンと診断され、退院後5年間、
毎月抗ガン剤治療を受けた場合



抗ガン剤治療費用保険金

10万円 × 60か月 = **600万円**



抗ガン剤治療は長期間にわたるため、高額となりがちです。
保険で備えておけば、万が一の際も安心です!